

Title	漢三國六朝紀年鏡銘集録増補(其六)
Sub Title	
Author	梅原, 末治(Umehara, Sueji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1937
Jtitle	史学 Vol.16, No.3 (1937. 11) ,p.117a(445a)- 130(458)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	挿圖:後漢光和元年獸首鏡, 後漢延康元年半圓方形帶神獸鏡, 吳甘露二年半圓形帶神獸鏡, 吳天紀元年半圓方形帶神獸鏡, 安倉古墳殘存石室, 同古墳出土赤鳥七年神獸鏡
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19371100-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



(一)後漢光和元年獸首鏡



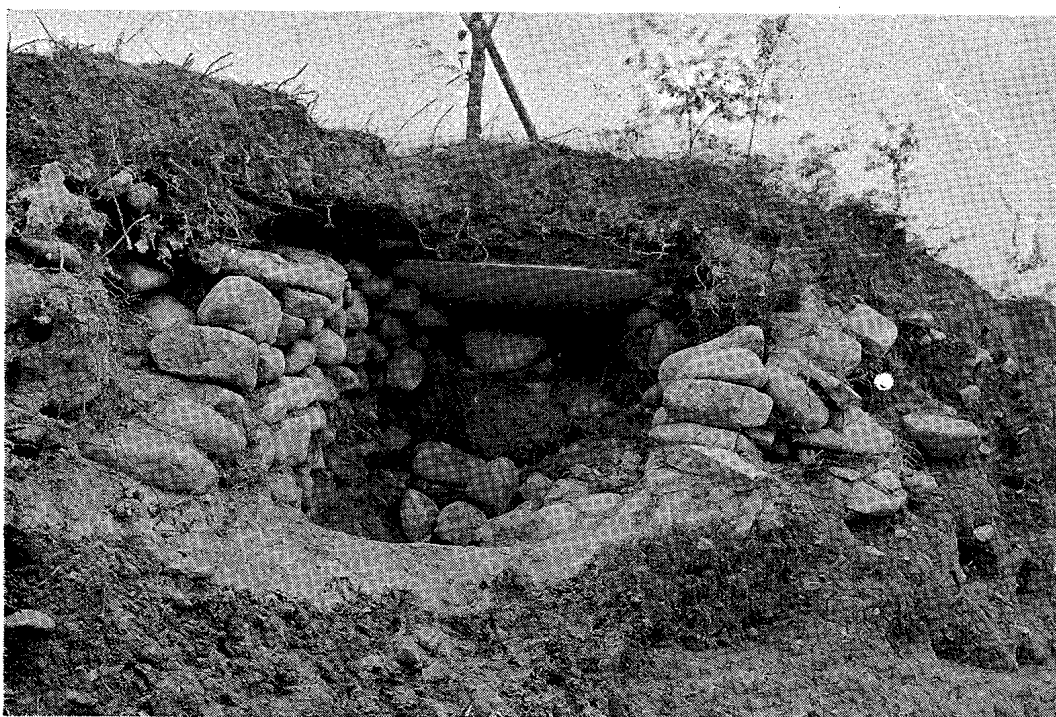
(二)後漢延康元年半圓方形帶神獸鏡



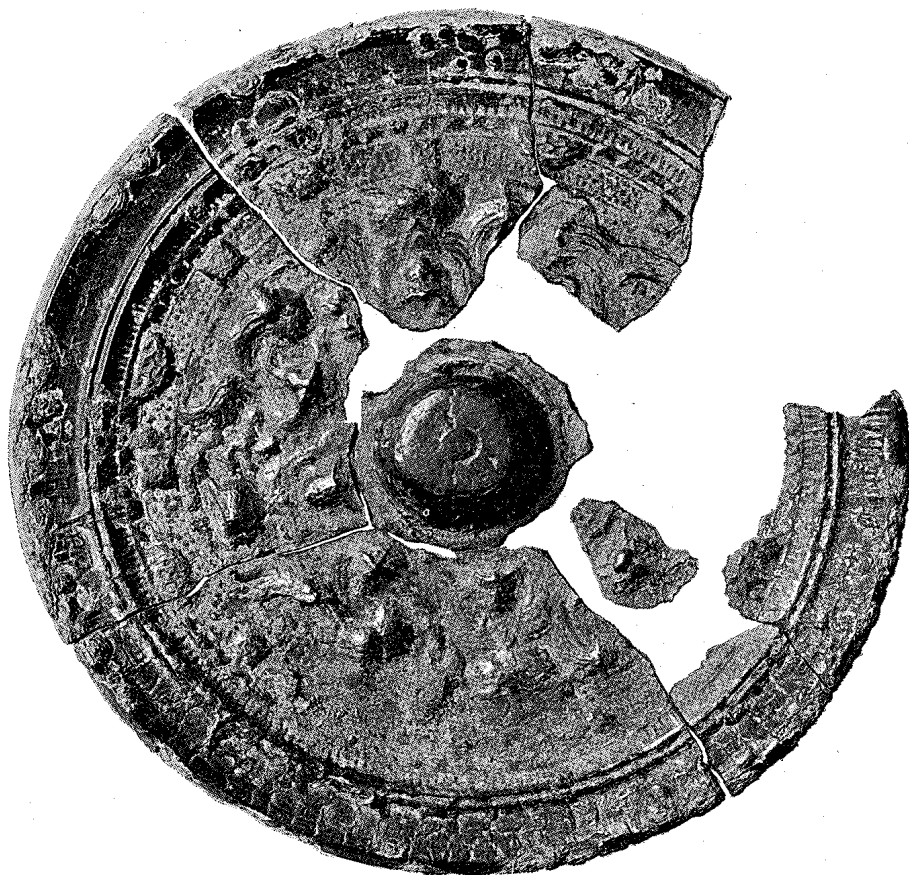
(一) 吳甘露二年半圓方形帶神獸鏡



(二) 吳天紀元年半圓方形帶神獸鏡



(一) 安倉古墳殘存石室



(二) 同古墳出土赤烏七年神獸鏡

漢三國六朝紀年鏡銘集錄增補 (其六)

梅原末治

本年の五月初に此の補遺の第五を書いてから一週間にして、私は大阪淺野棧吉氏の好意で、一時に十面と云ふ多數の支那紀年鏡を調査する幸を持つたのであるが、其の後引續いて黒川幸七氏・川合定治郎氏等新收の同じ年號鏡を屬目し、更に藤澤一夫・小林行雄兩君の注意に依つて本邦出土に係る紀年鏡をも實見することが出來た。さればそれに近く守屋孝藏氏の許で見た鏡を加へると、僅に一ヶ月の間に新たに存在を確めた年號鏡は實に十六面を數ふるのである。是等の諸例は從來の遺品に較べて、其の殆んどすべてが近時の出土に係る點に差異があり、うち、二面の本邦出土鏡を含む

漢三國六朝紀年鏡銘集錄增補(其六)(梅原)

點で學術上の興味が多いものである。依つて直ちにこれが紹介の爲に増補の第六稿を作ると共に、二三の鄙見を附記することにした。

さて如上紀年鏡の新資料中最も古いのは後漢の光和元年鏡であつて、以下後漢代に屬するものが三面あり、他は二面の六朝鏡を除くとすべて三國時代に屬してゐる。例に依つて先づ支那舶載鏡を年代順に記述し、然る後に日本出土品を擧げるであらう。

(1) 後漢光和元年獸首鏡

〔圭銘〕光和元年五月作。尙方明竟。幽凍白同(銅)。
買者長宜子孫。延年益壽。長樂未央。宜侯

(四四)

一一七

王大吉羊。宜古市。(・は左字以下之に做ふ)

〔副銘〕君宜官位

銘文中白の次の一字は、そのみでは釋し得ないが、上にある尙の字畫から推すと同と解せられる。同は即ち銅で、文意もそれで充分通ずるし、全文も明になる。こゝに云ふ光和は後漢靈帝の紀年で、熹平につゞくもの、其の元年は西紀百七十八年に相當する。

鏡は徑四寸七分、面に一分内外の反りがあり、縁の厚さは一分三四厘の間にある。背部は鉛黒銅色をしてゐるが、面の方は其の上に綠斑を點じて色澤鮮かに、水分の多い所に埋存されてあつたことが察せられる。背文の表出は若干丸味を帯び、且つ一部分に型流れを見るが、圖版第一の一に見る様に從來知られた後漢の紀年鏡に往々見る獸首文を以て飾つてゐて、其の標式的な類であり、早く知られた熹平鏡、前回に紹介した永康鏡等と同

じく、鈕の表面には薄く梅鉢形を刻出してある。本鏡傳へて湖南省長沙方面の出土と云ひ、本年五月京都川合氏の有に歸し、後山中商會の手を経て亞米利加に送致せられた。

(2)後漢建安廿二年階段式神獸鏡

建安廿二年十月辛卯朔四日甲午。太歲在丁酉時加未。師鄭豫作明鏡。幽凍三章乃而清眼。服者大得高遠。宜□□□侯王。家□□富□居日□□

□孫子□

徑三寸九分、面に一分の反りがある。面は鉛黒の美しい銅色をしてゐるが、背は銹化して爲に圖文や、鮮明を缺く。此の鏡浙江省紹興古墓の發見と傳へ、色澤に於いてそれを首肯せしめるのみならず、増補(其五)の第三に紹介した同じ紹興出土の建安廿二年鏡とすべての點で合致して同じ範から出たことが認められるのは面白い。筆者は右の増補第五の文中に於いて同じ範から出た紀年鏡の

二例を挙げたことであつたが、こゝにまた同じ一例が加はつた。而もこれは同一地域からの出土したと見られる點で興味を惹く。是等からすると一つの範からは少くも二面の鏡を作つたことが云ひ得るわけである。

(3) 後漢建安廿四年半圓方形帶神獸鏡

〔主銘〕 建安廿四年六月辛巳朔廿五日乙巳奇。吾作明竟宜侯王。豪富月貴鈞有千萬長生之壽。

日月和樂□□□□(左行・建を除き他はすべて左文)

〔副銘〕 年・三・古等の文字を見得るが、文をなし
てゐない。

主銘は細線の整はない書體であるが、型流れの部分に當る末尾の三字を除くと大體は讀むことが出来る。鏡は徑四寸三分五厘あり、面の反りは二分に近い。其の色澤、面は白銅に近いが、背は帶紺の鉛黒色をして、其の點後に擧げる黃初二年鏡に近いものがある。蓋し同一地域の出土品でもあ

らうか。背文では鈕の大きいことが目立ち、また四方より見る可く配した内區の四神四獸も割合に形が整ふてゐる。

(4) 後漢延康元年半圓方形帶神獸鏡

〔主銘〕 延康元年二月辛丑朔十二日壬子。師□□□

□□□□□作明鏡。□凍章乃戎□晶清不可言。

伏(服)者老壽高升二千石。郡督部□於事。

〔副銘〕 不詳。

主銘の全文は型流れの爲に消失した所があつて、解讀し難きも、而も後漢最後の紀年を印する點で注意を惹くものがある(圖版第 一の二)。但し『三正綜覽』

に依ると延康元年(西紀二二〇年)の二月朔は丁未であつて辛丑ではなく、かへつて其の二年に當る黃初二年の二月朔が辛丑で、従つて十二日が壬子となつて、銘の記載に一致するのは如何なる理由に基くものなるか、今ま俄かに解き得ない。然し鏡自體は全く疑を容れる餘地のないのであるか

ら、これは鑄造者の不用意に出た誤りと見る外なく、實は延康二年のものであるかも知れぬ。

鏡は徑四寸二分で、面に一分五厘の反りがある。水中古の色澤をして、背部は銅質が銹化し、或部分は箔落してゐる。浙江省紹興の出土と云ふのは色澤から見て首肯出来る。内區の神獸は四方より見る可く配してあるが、其の一方の二神像が半圓方形帯にはみ出た怪物の上に駕してゐるのが目立つたものとして挙げられる。

(5) 魏黃初二年半圓方形帶神獸鏡

黃初二年。武昌元作明鏡。□凍章乃而清冒(明)

吉羊□

黃初は魏の文帝の紀年であつて、其の二年は西紀二二一年に當る。文中では武昌元なる作者名が注意せられる。鏡は徑三寸八分餘あり、これは長沙の出土と傳へ、面は紺味を帯びた鉛黒銅色をして、その上に傳紹興出土品と違つた色澤をしてゐる。

背文は鈕を繞つて半圓形並列の一種の帯があり、これと花形に近い半圓形と方格との帯の間にある内區は、鈕孔を上下にして一方より見る様に神獸



第一圖 魏黃初二年神獸鏡

を配する(第一圖)。其の數は上下に各二神、左右に一神宛、而して各の間に怪獸を布置して、鑄上りは鋭いが圖形は粗大な傾きを持つてゐる。

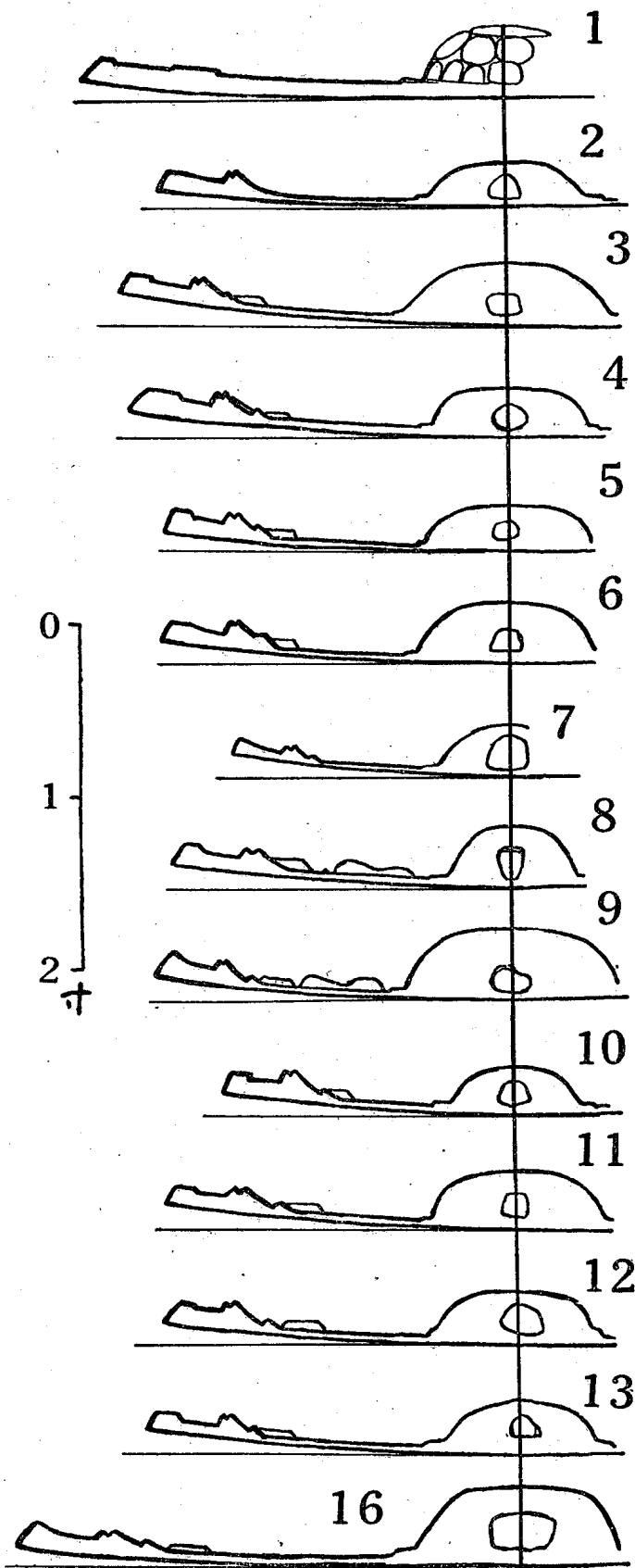
(6) 吳黃武四年半圓方形帶神獸鏡

〔圭銘〕黃武四年四月廿六日作氏竟。宜於吏史士得

位也。服之吉羊□日[我]后共文王人生于七十
有一。

〔副銘〕十二立夫人等の文字見ゆ

第二圖 新出紀年鏡断面圖(洋數字は本文鏡の番號との對照を示す)



徑三寸九分、面の反りは一分五厘に近い。扁平大形の鈕を繞つて四方より見る可く神獸を配した通有の式であるが、たゞ其の一つだけは神人が相向ふて二神となつてゐる。浙江省紹興の古墓から出たと傳へ、いま黒銅色の上に鮮かな青緑衣を着け

て、發掘後年時を経ないことを示す。銘文では末尾に文王人生于七十有一の句のあるのが注意せられる。

(7) 吳黃龍元年神獸鏡

黃龍元年四月廿四日辛辛□子□朔□廿九日吉祥。

通體褐銅色を呈し、出土後傳世したものと見える。徑三寸一分の小形品で、内區の次が直ちに突起した鋸齒文帶となり、また右の内區の主文は形式化した神人十一に獸形僅かに一を添へ、其の配布も整齊でないが、線の表出だけは型流れの部分を除くと割合に鮮明である。銘文は字體に太いのと細いのが入り混り、間隔が均一でなく、雜然としてゐて、紀年の次の部分が二重になつた所もあり明瞭でない。然し其の吳の孫權の黃龍（西紀二二九年）のものであることだけは認められる。

(8) 吳赤烏元年半圓方形帶神獸鏡

〔主銘〕赤烏元年。造作明鏡。可照刑上辟彙禴。長生老壽。位至公卿。子孫□禪。福□無窮。

〔副銘〕王の一字のみ見ゆ

面徑三寸八分。紹興の出土と傳ふ。水中古の色澤を呈して、背部には鐵鑄其他が附着、これが銹色と併せていま外觀の美を殺いでゐるが、通じての鑄上りは割合によい。主文は四方より見る可く四神四獸を交互に配したものである。

(9) 吳太平元年半圓方形帶神獸鏡

〔主銘〕太平元年五月丙午時茄日中造作明鏡百凍清

同上應里宿

〔副銘〕天王日月。天王日月

兵庫縣黒川幸七氏所藏。徑四寸で面に可なりの反りがあり、鈕は大きい（徑一寸三分）。背文は一部分に若干の型流れを見るが、大體として鑄上りがよく文様も整ふて、其の半圓方形帶の半圓部には花文を容れてゐる。主文は四方より見る様に六神四獸を

配してあつて、個々の圖形に時代の特徴が見られる。一部分に鐵鑄の附着はあるが、通じて鉛銅の光澤ある色合をなし、近時の出土品たるを示す。其の紹興古墓から出たと云ふ傳へは信ず可きであらう。

(10) 吳永安元年半圓方形帶神獸鏡

〔主銘〕永安元年二月丁巳朔十五日乙酉造師先无
□九□九□□□□□宜侯子孫爲吏金□壽萬
年(左行)

〔副銘〕吏三公九卿十二大夫人

主銘は細くて整はない字體であり、且つ下半部型流れの爲に字畫が消失して釋し得た所僅かに上記の如くである。但し紀年の部分は明瞭で吳の景帝の永安（西紀二五八年）であることが推される。尤も同年の二月は丙寅であつて、銘に記するが如き丁巳でないから、或は東晋乃至北凉代のそれかとも思はれるが、兩者共に二月朔は丁巳ではなく、

他方丁巳の朔からは十五日の乙酉たることはあり得ない。依つてこれは年號鏡に往々見受ける記載者の誤りと見るより外はない。鏡は徑三寸三分の小形品であるが、黒色の光澤をした佳良な銅質で鑄上りもよろしい。其の内區の神獸は鈕孔を上下にして、一方より見る様に階段狀に六神二獸を配したもので、神人が主となつてゐる。

(11) 吳甘露二年半圓形帶神獸鏡

甘露二年六月十五日。造作明竟。百煉清銅。服鏡者老(左行)
□□

銅色は白綠に近く、水中古の趣がある。面徑四寸。圖版第二の一に示す如く三國の年號鏡に最も多い半圓方形帶神獸鏡の通有なもので、型崩れがあり、また面に小龜裂も多く、鑄上りはよくない。四方より見る可く内區に配した主文は、二神四獸であつて、其の神人の兩側には飛禽を添へてある。甘露の年記ある鏡としては從來北方魏の獸首鏡が知

られてゐたが、これは形式の上から推して明に南方系であり、従つて吳の歸命侯皓の紀年（西紀二六六年）に比定す可きである。その二年は即ち寶鼎元年に當る。

(12) 吳寶鼎二年半圓方形帶神獸鏡

〔主銘〕寶鼎二年四月五日。造作明竟。百漚清銅。

服者老壽（左行左文）

〔副銘〕天王日月。天王日月。

兵庫縣御影町黒川幸七氏新收品。鏡背は鉛黒銅色に近いが、面は殆んど銹化白綠色を呈してゐる。もと數片に破碎して出土したのを接合していま完形に復してある。面徑四寸、縁厚一分餘、鑄上りのよい鏡であつて、背文は二神四獸を四方より見る様に配したものの、同代の遺品としては精巧な部類に屬する。これも紹興の出土と傳へてゐる。

(13) 吳天紀元年半圓方形帶神獸鏡

天紀元年歲在丁酉。師徐伯所作明鏡。買者宜子

孫。壽萬歲大吉（左行左文）

この鏡も紹興の出土と云ふ。徑四寸二分餘、面の反りが多い（一分五厘）。通體鉛銅の水中古と覺しい色澤をしてゐるが、背部は恰も塗沫した様な風の黒色である。天紀は吳歸命侯皓の紀年で、其の元年は西紀二七七年に當る。この鏡がやゝ小形乍ら集録増補の第一に載せた太康三年鏡に背文の合致するものゝあるのは、本鏡が太康三年に先立つ僅かに六年の製作なるに思ひ併せて自らなる時代の特徴の表はれと見られる（圖版第ニの二）。

(14) 平元年神獸鏡

□平元年歲在太陽五月丙午時□……………鏡百漚清（以下缺左文）

此の鏡江藤濤雄氏の支那から將來したものとして云ひ、筆者は去る四月廿三日に守屋孝藏氏の許で一見した。それは割合に鑄上りのよい神獸鏡であつて、六神四獸を主文とした近時の出土品に屬する。

不幸破碎して破片の約三分の一が失はれ、紀年の最初の一字の半を缺いてゐるので、それを明確に定め難いが、残存の畫からすると從來類例の多い吳の太平ではない様であり、寧ろ興か升かの下半と見る方が隱かな様に思はれる。いま假りに後者を採ると東晋穆帝のそれ（西紀三五七年）が擧げられる。いま一説として記して後の考を待つ。

以上の外、なほ紀年鏡として本邦に齎されたものに第三圖に載せた階段式神獸鏡一面がある。これは鄂中の出土と傳へ、面徑四寸の漆黒色をした光澤の高い鏡で、鑄上りも極めてよく、漢末三國初の同式鏡中の一佳品とすべきものである。處が外區にある。銘文は體が奇古で、殆んど釋讀に耐へない。支那の易氏はそれを次の如く解し、且つ考釋を添へて北燕の太平に當てゝゐる。

太平二十二年首大月庚申三鼠□□使用五羽□
 大平丁亥□□集至萬疊易子□□□□白龍□眷

漢三國六朝紀年鏡銘集錄增補（其六）（梅原）

集三月五息卅□□□□□□□□

右鏡作九人七龍五鳳狀龍鳳均分雌雄頃年鄂中出土曾拓得數枚按其文字殊難全釋惟太平紀元至二十



鏡獸神式段階 圖三第

十二年者只六朝時北燕有之若孫吳與元魏均不及二十二年豈北燕之物轉徙至此歟記之以待再攷丙子初冬

（四五三）

併し、右の釋文に氏の認めて太平二十二年とする文字は鏡の下邊に當つてゐるが、實物の示す字畫からでは如何にするもか様な釋讀は出來ず、且つ鏡自體の様式また到底左様な後のものとは認め難い。従つてこゝでは氏の説を採らず、暫く年號なきものうちに加へることにする。同鏡の外にも近時將來の古鏡中に漢の紀年を表はしたものが段々とあるが、仔細に觀察すると、それ等は孰れも紀年の文字を後に附加（漆や鉛等で）したか、或は建安元年繪文様神獸鏡の様な近時の巧みな新造品であつて、古いものではなかつた。参考の爲にこゝに附記して置く。

以上舉げた支那から舶載の年號鏡の新資料は、各項に記した様に、大半が浙江省紹興の古墓から出土したと傳へ、其の鮮かな土中古の色澤は通じた銹色と併せて、近時相近い地域からの發見地たるを考へしめるものがある。加へるに近時支那の

新聞に同地からの遺物の發見記事が見ゆるので、傳への實らしさを思はしめる。同じ古墳からの出土品としては多數の大形畫象鏡類があつて、筆者の目に觸れた遺品だけでも、それは三四十面上り、また相似た一種の特徴ある色澤をしてゐる。さればそれ等が果して紹興の如何なる古墓から出土したものであるかは、固よりこれを確むるに由なく、疑ふて見ればそこに確定的なものを出て來ないが、彼の金村古墓の場合の様に一の地域的な「フンド」として暫くこれを一括して取扱ふことは許さるべきであらう。處が其の年號鏡の示すところ大體漢末から吳代の末に互るものであることからすると、其の包含する年代は恰も樂浪一括遺物の次に位する。而して此の時期の遺物に就いての概念を示す一括遺物が今日なほ學界に提供されてゐない點に省みると、本群はかゝる意味で一の據所をなすものと云ひ得る。支那考古學の現状から

して、筆者が意を此の種の遺品の検出に用ふることは、かくして時代／＼の遺物のフンドを求めんとするに外ならぬのであり、此の場合うちに年號鏡のあるのは右の時代を明示するものとして、かかる點からまた重要視せられるのである。其の遺物の聚成に至つては他日別に之を公にする機會があるであらう。

前段に列記した、支那から將來の紀年鏡に對して、新たに屬目した他の二面は共に本邦上代古墳の出土に係る點で、より多くの興味を吾々に與へるものである。先づ最初に見出した守屋氏の元康鏡から解説する。

(15) 西晋元康□年半圓方形帶神獸鏡

面徑約四寸三分。内區に四神四獸を配し、それに半圓方形帶を繞らした年號鏡として通有な式である。全面鉛銅の色澤の上に、鮮かな綠衣を着け、

且つ背部には多數小玉附着の痕があり、一部に其の玻璃玉の破片が残存、なほ鈕孔内にも同じ玉一個が見られる。本來型流れ等があり、又鑄上りがよくなく、それに永い使用の結果にや磨滅して、著しく手なれた感じがする。従つて外區にある銘帶の如きも現在では殆んど文字を見分け難いまでになつてゐるが、やうやくそれが右行で、左の諸字を拾ふことが出來、紀年が西晋の元康（西紀二九一—二九九年）代であるのを推し得た。

元康□年八月廿五日氏作鏡

本鏡は數年前から守屋氏の所藏となつてゐたが、氏に依つて本邦仿製鏡のうちに加へられ、従つてこれまでの同氏の年號鏡の調査から漏れてゐた。處が昨年偶然の機會から、其の年號鏡たる特徴を具へてゐることを注意し、爾來殆んど磨滅し去つた銘文の解讀に意を用ひ、去る五月十一日に遂に上記の文字を検出し得たのであつた。所藏者に從

ふと遺品は山城國相樂郡上狛附近の古墳出土と傳へ、伴出物に管玉等があつたと云ふ。背文上に於ける玻璃小玉の附着並に銹色等から見て、其の本邦上代古墳の出土鏡たるには秋毫の疑もない。ただ右の出土地の所傳が果して確實なりや否に就いては將來者の徑路を辿つて調査する必要がある。筆者は近い將來にそれを明にして、古墳の構造までも明にしたいと念じてゐる。

(16) 吳赤烏七年半圓方形帶神獸鏡

本鏡は前者に較べると出土地が明瞭であるばかりでなく、伴出物乃至遺跡の構造も窺はれる點で學術上の價值の大なるものがある。即ち出土地は攝津國川邊郡小濱村大字安倉ノ内鳥島で、村落の西北臺地端に築かれた丸塚が、昨年初夏道路工事を行ふに當り、切斷せられた際に見出されたものである。此の遺跡の詳細は當初調査した小林君等に依つて別に報告せられることと思ふからいまは概

記にとゞめるが、塚の中核は下底部に粘土で船形とも見る可き床を作つた細長い竪穴式石室(もとの長さ三間半あつたと云ふ)であつて、いまなほ其の一部を遺存し、それは附近の武庫川の河石を以て壁を築成、板石で上部を覆ふたものであること圖版第三の一に示す如くである。遺物は道路工事中同村の塚本彌右衛門氏が右の遺存した部分に近い所から採集して保存してゐるもので、現存の伴出物には仿製の内行花文鏡一面をはじめ管玉三個、小玉若干、刀身片、鉞、銚身片等がある。

鏡は破碎してゐる上に、其の破片の約三分の一を失ふたこと圖版第三の二に見る如くであるが、復原すると徑五寸六分あつて、同時代の年號鏡としては大形の部類に屬し、鑄上りは中等位ながら、斑鏽の間に白光の色澤を遺存、本來佳良な白銅質なるを示すのは寧ろ異例である。背文は鈕を中心にして主文たる四神四獸を配し、繞らすに半圓方

形帯を以てした標式的なもので、銘は他と同じく外區に存して、これは右行である。紀年の初の一字を缺け等してゐるが、意を用ひて釋讀し得た所次の如く、それから吳の赤烏七年（西紀二四四年）の製作なることが分明する。

缺烏七年在□□丙午昭□日青清明鏡百幽漳服
者富貴長樂未央子孫□□□□□□陽□□□

以下缺

赤烏なる紀年のある鏡は、嘗て甲斐國西八代郡大塚村字上野原の一古墳から出土したものが後藤守一君に依つて紹介せられて、學界の注意に上つたが、こゝにまた同じ紀年の例を關西に見ることは、彼の正始元年鏡の上野と但馬との同地で發見せられた事實と併せて一奇と云ふ可く、それは古代に於ける南支那との交渉を物語るものとして興味を惹くわけである。なほこの紀年から出土古墳の示す構造を顧みる時、右の遺跡の上限が西紀三世紀

の上半を遡らないことの明な點も、古墳墓の研究者に取つて見逃してはならない事實とする。此の後者に就いては遺跡の詳しい報告の發表を俟つて他日別に觸れるであらう。

上來筆者は最近屬目した十六面と云ふ多數の年號鏡を列記し來つたのであるが、其の間に支那から歐米に流出した遺品として聞及んでゐるものが、また二三にとゞまらないし、別に支那に遺存するものゝある可きことも容易に推測せられるのである。前者の例としては亞米利加のフリア美術館の有に歸したと云ふ後漢永壽六年鏡と巴里の蘆氏の許にある熹平鏡とを擧ぐ可く、紐育のウインスロップ翁の許にも甘露鏡があると云ふ。支那に残存するものとしては、吳の鳳皇五年、永安五年、天冊二年等の遺品が傳へられてゐる。是等に就いては近い將來に詳しい報告に接すると思ふから、

やがて此の増補の第七の稿を書くことになるであらう。今まこれを大正三年に故高橋博士が十面許りの年號鏡をはじめて紹介せられた當時に較べると、まことに隔世の感があり、資料の増加の夥しいのに驚かされる。而も年一年と増して行く遺品を内容的に省みると、年號鏡なるもの、範圍が既に局限せられたことを同時に感ぜざるを得ない。それは後漢を経て三國代に入り南方の吳に於いて特に著しいものがあること、前者の製作の整美なるに對し後者の著しく粗末になつてゐることである。處が此の點は彼の紀年を小口に表はした墓

甄の示す所と相合ふのであつて、そこに時代の通性が考へられる。これと共に筆者はまた三國代に於いて、魏と吳とに於いて鏡式に差異のあることが認められて、北方魏に漢の系統を襲つたもの、あることをも注意するのである。而してそれは銘文の内容の示す處とも表裏する所がある様に思はれる。他日増補の第七を書く場合一應資料の整理をして、其の點を考へて見ることを私かに所期して、今まは單に如上の感想だけを述べてこの報告の稿の結ぶ。

(昭和十二年七月八日稿)